

J R 東海労申第 3 1 号  
2 0 2 0 年 4 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 「緊急事態宣言」の発令に関する申し入れ

安倍首相は 4 月 7 日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」を発令した。対象地域は、東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の 7 都府県で、今日 8 日午前 0 時から効力が発生した。期間は 1 ヶ月程度を想定しており、大型連休が終わる 5 月 6 日までとすると報道された。

この「緊急事態宣言」の発令による、会社としての具体的対策等について、現場で働く組合員は不安や疑問を持ちながら業務に就いている。

J R 東海労は「緊急事態宣言」によって、組合員・社員が不利益を被ることがあってはならないと考える。従って下記の通り申し入れるので団体交渉を開催すること。

### 記

1. 「緊急事態宣言」の発令による会社の対策等は、実施する前に労働組合に説明すること。
2. 「緊急事態宣言」の発令により、会社が行う具体的な対策等を明らかにすること。
3. 社員の勤務について在宅勤務等の実施状況を明らかにすること。
4. 政府が、各鉄道会社に対して減便の要請を検討しているなどと報道されているが、会社として減便についてどのように考えているのか明らかにすること。
5. 「緊急事態宣言」の発令により労働環境や労働条件が悪化するなど、組合員・社員が不利益を被ることがないようにすること。
6. 「緊急事態宣言」による飲食店、コンビニエンスストア等の閉店や営業時間の短縮等で食事を摂ることが困難になることが想定される。食事の確保が困難な社

員については会社が責任を持って食事を手配すること。

7. 組合員・社員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の勤務認証、賃金の取り扱いについて明らかにすること。また、感染した場合の勤務は「障害休暇」とし、賃金が減額とならないようにすること。

以 上